

様式第7号（単独参加用）

年　月　日

宮崎県知事 殿

応募者

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

誓 約 書

私は、宮崎県貸上げ対応緊急支援金業務委託の企画提案競技の参加に当たり、下記の参加資格の要件を全て満たしていることを誓約します。

※チェック欄（誓約の場合、□にチェックを入れてください。）

- (1) 本業務の実施に当たって、原則、宮崎県内に事務局を設置することができる者であること。ただし、県の求めに応じ即時に対応できる体制を整えるとともに、県が申請状況、申請書類、審査進捗状況、問合せ対応状況等を適宜確認できる体制を整える場合には、この限りではない。
 - (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体ではないこと。
 - (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) 第167条の4(一般競争入札の参加者の資格) の規定に該当しない者であること。
 - (4) 宮崎県発注の契約に係る入札参加資格停止処分を受けている者でないこと。
 - (5) 民事再生法(平成11年法律第225号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと(同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。) 又は会社更生法(平成14年法律第154号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと(同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。)。
 - (6) 役員等が暴力団関係者(宮崎県暴力団排除条例(平成23年宮崎県条例第18号) 第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。) であると認められる者又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。
 - (7) 県税(個人県民税及び地方消費税を除く。) に未納がないこと。
 - (8) 地方税法(昭和25年法律第226号) 第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等(宮崎県内に居住している者に限る。)の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者であること。
- ※ 参加資格要件の内、「地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) 第173条の規定に該当し、指定公金事務取扱者として相応しいと県が認める者であること。」については、県が審査の上判断する。

様式第7号（共同企業体用）

年　月　日

宮崎県知事 殿

応募者

<共同企業体の名称>

<代表構成員>

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

<構成員>

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

<構成員>

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

誓 約 書

私は、宮崎県貸上げ対応緊急支援金業務委託の企画提案競技の参加に当たり、下記の参加資格の要件を全て満たしていることを誓約します。

※チェック欄（誓約の場合、□にチェックを入れてください。）

- (1) 本業務の実施に当たって、原則、宮崎県内に事務局を設置することができる者であること。ただし、県の求めに応じ即時に対応できる体制を整えるとともに、県が申請状況、申請書類、審査進捗状況、問合せ対応状況等を適宜確認できる体制を整える場合には、この限りではない。
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体ではないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) 第167条の4(一般競争入札の参加者の資格) の規定に該当しない者であること。
- (4) 宮崎県発注の契約に係る入札参加資格停止処分を受けている者でないこと。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと(同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた

者を除く。) 又は会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと(同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。)。

- (6) 役員等が暴力団関係者(宮崎県暴力団排除条例(平成 23 年宮崎県条例第 18 号)第 2 条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。)であると認められる者又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。
- (7) 県税(個人県民税及び地方消費税を除く。)に未納がないこと。
- (8) 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等(宮崎県内に居住している者に限る。)の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者であること。
- (9) 共同企業体の場合は、次のアからウまでに掲げる要件を満たすこと。
 - ア　すべての構成員が、(1)～(8)の要件を満たすこと。
 - イ　共同企業体の構成員数に制限はない。ただし、代表構成員の出資比率は 30%以上とすること。
 - ウ　共同企業体を構成する事業者が単独又は別の企業体の構成員として、参加することはできない。

※ 参加資格要件の内、「地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 173 条の規定に該当し、指定公金事務取扱者として相応しいと県が認める者であること。」については、県が審査の上判断する。